

令和3年6月1日

保護者の皆様へ

旭川工業高等専門学校長

高 橋 薫

(公印省略)

オンライン授業に伴うモバイル Wi-Fi ルーター及びタブレットの
貸出期間の延長について

皆様におかれましては、日頃から本校の教育研究活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和3年5月31日付けでお知らせしておりますが、本校では緊急事態宣言の延長に伴い、オンライン授業を継続することとなりました。

そのため、令和3年5月19日付けでお知らせしておりますモバイル Wi-Fi ルーター及びタブレットの貸出について、オンライン授業を実施している期間中、随時、無償貸出を行うことといたします。なお、端末の貸出は無償ですが、通信料につきましては、各ご家庭での負担となりますので、ご了承願います。

については、パソコン・タブレット・スマートフォン等の端末機器がない、家庭にインターネットに接続できる通信環境（Wi-Fi ルーター等）がないまたは整っていない方で、貸出を希望する方は、別添の申請書及び誓約書に記入の上、FAXまたはメールで下記担当係までお申し込み願います。

また、申請書及び誓約書については、さくら連絡網にも掲載しておりますので、ご活用ください。

貸与者が決定しましたらメール等により通知しますので、貸与することが決定した学生は学生証を持参し、学生課教務係まで受け取りに来てください。

なお、申込者多数の場合は、記載いただいた内容を確認し、通信環境または通信容量の制限が厳しい方から優先し貸し出すこととしますので、ご承知おきください。

裏面あり

【貸出機器】

- ・モバイル Wi-Fi ルーター 35台
NETGEAR AirCard797 microSIM カード (3FF) 対応
※microSIM カードは各自でご準備下さい。

- ・タブレット 50台
Surface Go 2 LTE Advanced SUF-00011
※nanoSIM カードは各自でご準備下さい。
※ご家庭に Wi-Fi 環境がある場合は、ご家庭の Wi-Fi に接続して使用してかまいません。

担当係：学生課教務係

送付先住所：〒071-8142

旭川市春光台 2 条 2 丁目 1 番 6 号

E-mail : g_kyomu@asahikawa-nct.ac.jp

T E L : 0166-55-8122

F A X : 0166-55-8084

モバイル Wi-Fi ルーター及びタブレット貸出申込書

令和 年 月 日

旭川工業高等専門学校長 殿

オンライン授業を受講するため、別添の誓約書に従って使用いたしますので、以下の機器の貸出を申込みます。

モバイル Wi-Fi ルーター タブレット
(貸出を希望する機器にチェックを付けて下さい。)

学年・学科：

学生姓名：

通生・寮生の別：

保護者姓名：

連絡電話番号：

E-mail：

貸出を希望する理由：下記より該当する番号に○をつけてください。

- 1 パソコン・スマートフォン・タブレット等の端末機器がない。
- 2 通信環境（Wi-Fi ルーター等）がない。
- 3 インターネットの月契約容量が少ない。（月契約容量： GB）
- 4 その他（ ）

事務処理欄（この欄には記入しないでください）

貸出	機器	機器N o.	備考
<input type="checkbox"/>	モバイル Wi-Fi ルーター		
<input type="checkbox"/>	タブレット		

モバイル Wi-Fi ルーター及びタブレット借用誓約書

令和 年 月 日

旭川工業高等専門学校長 殿

学年・学科 _____

学生氏名 _____

保護者氏名 _____

私は、下記事項を遵守し、オンライン授業に関する機器を使用することを誓います。

- モバイル Wi-Fi ルーター タブレット
(借用する機器にチェックを付けて下さい。)

記

- 貸与期間は、旭川工業高等専門学校におけるオンライン授業終了日までとし、オンライン授業終了後 7 日以内に旭川工業高等専門学校学生課へ返却するものとする。
なお、貸与期間中タブレット端末に保存したデータは、返却時に削除するものとする。
- 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害についてすべての責任を負うものとする。
- 被貸与者は、機器の使用方法について出来る限り自ら調べて利用しなければならない。
- 被貸与者は、貸与機材について不必要な変更を加えてはならない。
- 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者の利用に供してはならない。
- 被貸与者は、貸与機材を旭川工業高等専門学校が実施するオンライン授業以外に使用してはならない。
- 被貸与者は、貸与機材について本校管理者の指示がある時は、その指示に従わねばならない。また休学、退学、自己で通信手段を確保できたなど、貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。
- 被貸与者は、上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他のによる賠償の責任を負うものとする。